

居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定拡大に係るQ&A

R7.11.21

質問						回答	備考
1	法人登記		指定申請と一緒に提出する法人の登記事項における「目的」欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載は必要か。		指定申請の提出書類とする登記事項証明書については「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があるものを提出すること。		
2	運営規定		運営規定は「居宅介護支援」と「介護予防支援」一体として作成してよいのか別々にすべきか。		一体で作成しても別々で作成しても構わない。一体で作成する場合は、「居宅介護支援」と「介護予防支援」のサービス内容が分かるように記載すること。		
3	指定期間		居宅介護支援の指定有効期間と介護予防支援の指定有効期間は同じなのか、別なのか。別の場合、今後の更新の際は指定の有効期間は合わせられるのか。		指定有効期限は6年とする。指定のタイミングで有効期間は別となるため、それぞれの指定の有効期間満了日ごとに更新申請が必要となる。合わせることは想定していない。		
4	申請・指定の時期		令和8年度以降に介護予防支援の指定を申請したい場合の流れについて。		受付開始時と提出する書類は変更なし。年2回(7月、3月)の指定となる。7月の指定であれば、1月2日～5月1まで、3月の指定であれば、5月2日～1月1日までに書類を提出すること。		
5	市外事業者の指定		なんらかの理由で住民票は奥州市で現住所が市外の場合、市外の居宅介護支援事業所の直接契約は可能なのか。可能な場合、指定にはどのくらいの期間がかかるのか。		直接契約をするためには市外の居事業所が奥州市から指定を受ける必要がある。指定のスケジュールは市内の居宅支援事業所の指定と同じとなる。		

II. 給付管理に関すること

質問						回答	備考
1	支援事業所届出について	①	直接契約後に介護予防↔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、介護予防サービス計画作成依頼届出書は毎回届け出ないといけないのか。		行き来する場合は毎回届出が必要。		
		②	(3者契約の場合)介護予防↔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、いつまでに届け出なければいけないのか。また、介護予防・介護予防ケアマネジメント両方の届け出は居宅介護支援事業所が届け出るのか地域包括支援センターが届け出なければいけないのか。		行き来することが判明したら速やかに届出を提出すること。提出のタイミングによっては月遅れ請求となる。両方の届出は想定しておらず、介護予防の届出は居宅介護支援事業所、介護予防ケアマネジメントの届出は包括支援センターが届出を提出する。		
		③	(2者契約の場合)上記のような場合はどのような流れになるのか		2者契約の場合は契約の結びなおしが生じるため、介護予防↔介護予防ケアマネジメントの行き来が想定される利用者については3者契約とし、介護予防ケアマネジメントになつても委託を受けることを推奨する。なお、総合事業については自己作成での処理ができないため、留意すること。		
		④	3者契約をした場合の『居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称または地域包括支援センターの名称』はどのような印字になるのか。		介護保険証の印字については主体となる事業所が記載されるため、従来どおりとなる。		
		⑤	介護予防↔介護予防ケアマネジメントを行き来する場合、介護保険被保険者証と介護予防サービス計画作成依頼届出書を同時に提出しなければならないのか。		介護保険証に記載が必要になるため、同時に提出すること。		